随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年6月19日	
契 約 件 名	光電子増倍管アッセンブリ　30本	
契 約 金 額	10,345,500円	
契 約 の 相 手 方	静岡県浜松市東区市野町１１２６－１ 浜松ホトニクス株式会社	
問 合 せ 先	財務部契約課東海契約室東海契約第一係 ℡ ０２９－２８４－４８９０	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	新後置液体シンチレータ検出器の光センサー（光電子増倍管）に関するものである。本実験で使用する検出器には既に光電子増倍管が190本設置されており、今回新規に30本の光電子増倍管を追加する必要性が生じた。	
随意契約の理由	追加する光電子増倍管に関しては、検出器の性能を最大限に引き出すため、既に設置されたものと同型番である必要がある。 当該光電子増倍管は浜松ホトニクス株式会社で製造され、浜松ホトニクス株式会社が直販しているものである。そのため、当該光電子増倍管は浜松ホトニクス株式会社以外から購入することはできない。 以上から、契約の相手方として、浜松ホトニクス株式会社を選定した。	